



## ▽▼さかた農林水産業お役立ち情報 臨時号（2026年4月7日）

この度は、下記事業の要望調査を開始したため、臨時号を配信いたします。

### （目次）

#### 1. 未来を育む農業担い手育成支援事業の要望調査について

標記事業について令和8年度事業に向けた要望調査を実施します。

事業の活用を希望される場合は、早めに農政課へご相談いただいた上で、期限内までに必要書類をご提出ください。補助対象等詳細については、次のページのチラシをご参照ください。

なお、当調査は現実的で実行可能な事業を把握するためのものであり、当調査をもって交付対象とするものではありませんので、予めご了承ください。

○要望調査の期間／令和8年4月30日（木曜）まで

○問い合わせ／

市農政課担い手支援係（電話：0234-26-5766 FAX：0234-26-6483）



さかた農林水産業お役立ち情報

発行日：毎月1回＋臨時号

発行元：酒田市農林水産部農政課

☆ 酒田市の農業に関するホームページ

<https://www.city.sakata.lg.jp/sangyo/nogyo/index.html>

◇ ページ内のリンク先へのアクセスに起因する通信料の増大や被害等については、発信者は一切の責任を負いませんのでご了承ください。

◇ 市公式LINEでの配信の登録、配信停止等は下記リンク先を参考に設定をお願いい



# 未来を育む農業担い手育成支援事業

## 地域農業を支えるあなたの取組みをオーダーメイド型で支援します

### 1 地域農業を支える組織的な取組み

- 補助対象者  
営農組織、農業者団体、新規就農者受入組織 等
- 補助率  
3/10 (県2/10、市町村1/10)  
\*補助対象経費の上限 800万円 等
- 取組例  
⇒地域の生産性向上や人材受け入れの取組みを支援
  - ・複数の経営体でドローンを導入し、地域の防除作業を引受けて生産体制を持続させる
  - ・新規就農者で共同利用する農業用機械を導入し、地域の担い手の安定的確保を目指す。



### 2 担い手の経営発展の取組み

- 補助対象者  
就農10年目までの認定新規就農者等
- 補助率  
1/2 (県1/3、市町村1/6)  
\*補助対象経費の上限 500万円
- 取組例  
⇒認定新規就農者等の規模拡大等の取組みを支援
  - ・営農初期に必要な農業用機械や施設の導入 (トラクター、スピードスプレーヤー、園芸用ハウス等)



### 3 多様な人材の活躍促進の取組み

- 補助対象者  
個人・法人経営体、農業者グループ 等
- 補助率  
1/2 (県1/3、市町村1/6)  
\*補助対象経費の上限 200万円  
\*ソフト事業単独の場合は定額  
上限:県20万円+市町村10万円
- 取組例  
⇒女性や障がい者の働きやすい環境整備や、研修・技術習得の取組を支援
  - ・障がい者も扱いやすい機械の導入
  - ・女性の経営参画促進に向けた研修会の開催や受講



### 4 担い手の営農定着の取組み

- 補助対象者  
認定新規就農者以外の新規就農者で、経営継承を予定している者
- 補助率  
1/2 (県1/3、市町村1/6)  
\*補助対象経費の上限 200万円
- 取組例  
⇒認定新規就農者以外の新規就農者の経営継承に向けた取組を支援
  - ・継承する作業小屋を修繕し、営農を継続していく



### 5 県域の取組み

- 補助対象者: 上記1及び3の取組みのうち、県の広域を対象に活動する者
- 補助率: 上記1及び3の該当する取組みに準じます

## 補助要件

取組みごとに、次のような補助要件があります。詳しくは公募要領をご確認ください。

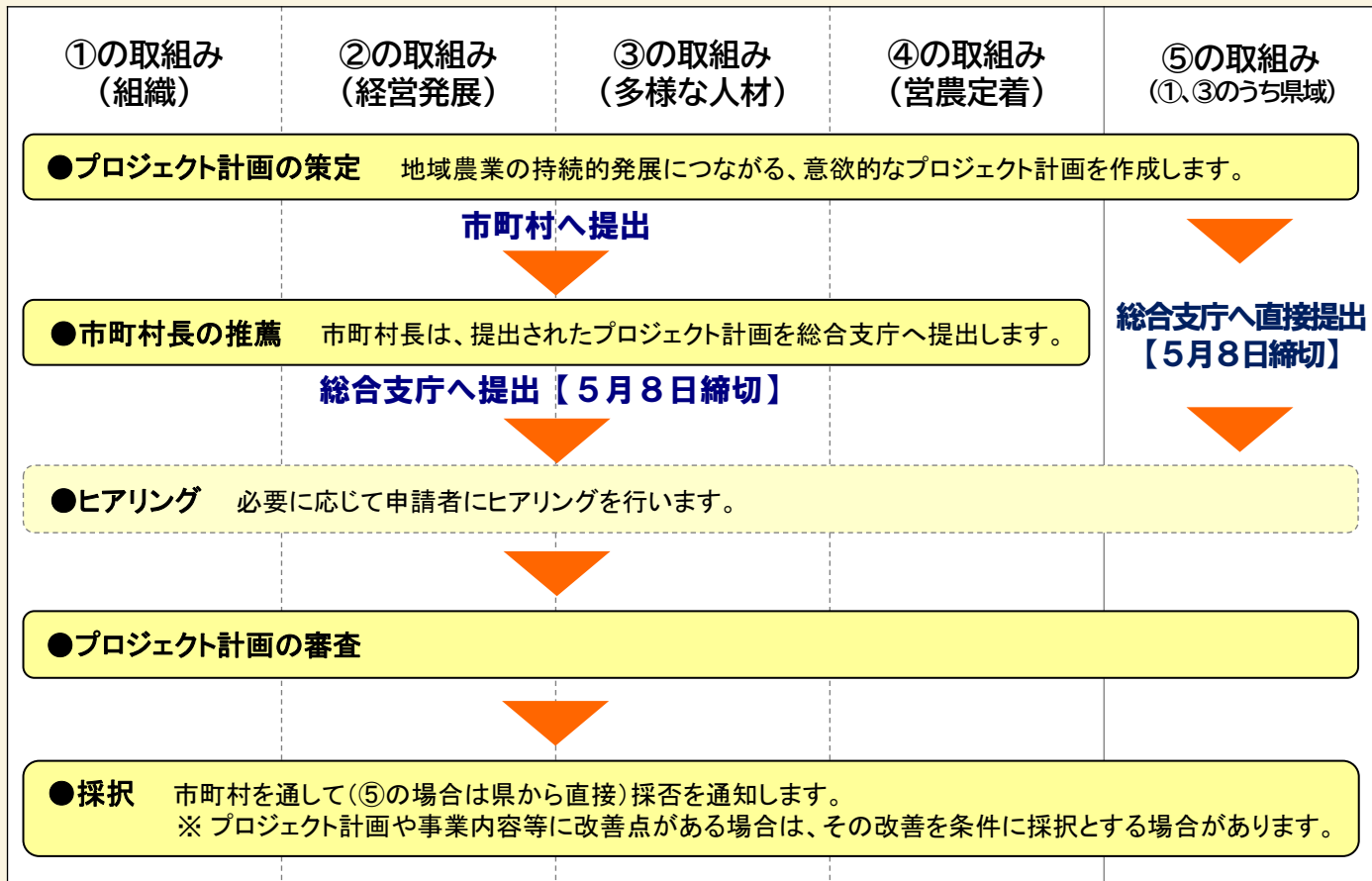
- ① 販売金額または農業所得の増加 / 地域での新規就農者受入数の増加
- ② 販売金額または農業所得の増加
- ③ 多様な農業従事者数や多様な人材の従事日数の増加 / 農業者グループの新規設立、団体等の役員数等の増加 等
- ④ プロジェクト計画の期間（3年）以上の営農継続（経営継承に向けた計画を定めること）
- ⑤ 上記①または③に掲げる補助要件

## 応募期間

※市町村の締切は各市町村の農政担当課にお問い合わせください。

令和8年3月27日（金）～ 令和8年5月8日（金）【県総合支庁必着】

## 手続きの流れ



## 応募に必要な書類

- ◆ プロジェクト計画（実施要領 別記様式第1号～第4号の該当する様式）
- ◆ 事業実施計画書（実施要領 別記様式第6号）
- ◆ サポート体制計画書（実施要領 別記様式第14号）
- ◆ その他関係資料（収支計画、資金計画、機械・施設の規模決定に関する資料 等）

※ 実施要綱（案）の内容等は、今後変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

※ 実施要綱の制定後、県ホームページ等に実施要綱等を掲載予定です。

## お問い合わせ先

担当課名	所在地	電話番号
村山総合支庁農業振興課（地域農政担当）	山形市鉄砲町二丁目19-68	023-621-8141
最上総合支庁農業振興課（地域農政担当）	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課（地域農政担当）	米沢市金池七丁目1-50	0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課（地域農政担当）	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5518
山形県庁農業経営・所得向上推進課 （農業担い手・所得向上推進担当）	山形市松波二丁目8-1	023-630-2464